

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	装備品等仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号	7640A20F1-P00-1	仕様書番号	
品名 又は 件名	航空路要図	4補LPS-Q76002-3	
		作成	平成31年 3月27日
		改正	令和 5年 6月29日
			令和 6年 3月 7日
作成部隊等名	第 4 補 給 処		

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊で使用する航空路要図の印刷物の調達について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、引用文書による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、次の文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合は、法令等を除き、この仕様書に定める内容が優先する。

a) 規格

JIS P 0138 紙加工仕上寸法

b) 法令等

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）

1.4 調達品目・数量

この製品の図書番号（物品番号）、版型式（部品番号）、図書名（品名）、要求番号、単位、数量等は、調達品目表による。

2 製品に関する要求

2.1 一般

一般は、次による。

- a) 航空路要図の印刷は、航空支援集団航空保安管制群飛行情報隊（以下、“飛行情報隊”という。）の担当官が貸与する可搬型記憶媒体に収録されたデータを使用する。
- b) a)の可搬型記憶媒体は、CD-R 又は DVD-R とし、データ形式はアウトライン化された PDF とする。

品名	航空路要図
----	-------

- c) 国等による環境物品等の調達に関する法律（以下，“グリーン購入法”という。）に定める基準を満たす材料を使用する。
- d) c)の基準を満たすことが困難な場合は，分任支出負担行為担当官又は，分任支出負担行為担当官代理（以下，“分支担当官等”という。）と協議する。

2.2 材料

2.2.1 用紙

用紙は，ポエムS四六判 73 kg とする。

2.2.2 印刷色

印刷色は，フルカラーとする。

2.3 印刷・製版

印刷・製版は，調達要領指定書に指示のない限り，要求を満足可能な範囲内で最も経済的な印刷方法を採用しなければならない。

2.4 仕上寸法

仕上寸法は，JIS P 0138によるほか，縦524 mm，横938 mmとする。

2.5 折り加工

折り加工は，縦8面，横2つ折りとする。

3 品質保証

3.1 校正

契約の相手方は，飛行情報隊担当官に対し，本紙色校正を実施し，確認を受ける。

なお，校正終了後速やかに校了証明書（様式任意）を作成し，飛行情報隊担当官の記名押印を受け，分支担当官等に提出する。

3.2 グリーン購入法

契約の相手方は，グリーン購入法が適用されていることを確認し得る品質確認資料（様式任意）を1部作成し，分支担当官等に提出する。

なお，記載内容は次による。

- a) 契約番号
- b) 統制番号
- c) 品名
- d) 納期
- e) 特定調達物品等の品目名

3.3 監督・検査

監督・検査は，分支担当官等の定める監督及び検査実施要領による。

4 出荷条件

4.1 包装

包装は，商慣習による。

品名	航空路要図
----	-------

4.2 包装の表示

包装の表示は、次の項目を見やすい位置に鮮明に表示する。

- a) 契約番号
- b) 統制番号
- c) 図書番号（物品番号）
- d) 品名
- e) 数量
- f) 梱数（2個以上にわたる場合は、○梱中○とする。）
- g) 契約の相手方の名称

5 その他の指示

5.1 航空路要図の閲覧

入札参加予定者及び契約の相手方は、第4補給処資材計画部資材計画課において、参考見本の閲覧が可能である。

5.2 可搬型記憶媒体の貸与及び返納

可搬型記憶媒体の貸与及び返納は、飛行情報隊において行い、貸与及び返納時期については、調達要領指定書に示す。

5.3 貸与品等の管理

契約の相手方は、官から貸与された可搬型記憶媒体について、管理者の注意義務をもって管理するとともに、当該契約の履行のみに使用し、第三者への開示、漏洩及びその他の目的に使用してはならない。

なお、製造工程中に発生する校正刷り、反古紙（ヤレ）、不良品及びその他すべてのものは、溶解又は裁断等により復元不可能な状態にし、確実に廃棄する。また、下請負業者に取扱わせる場合についても同様とする。

5.4 法令等の遵守

契約の相手方は、法令等を遵守する。

5.5 仕様書の疑義

契約の相手方は、仕様書の内容について疑義が生じた場合は、分支担当等を通じて要求元と協議する。